

【「変形な構え」を指導・反則事項とした理由】

生涯剣道のために大切な基礎基本を身につけなければならない中学生の時期に、防御の効率のみを優先して左拳を極端に身体を中心から外して防御に頼ることは、剣道の正しい修得を妨げるものである。剣道は一方を防御すれば一方に隙が生じ、打つときは打たれるときである。その緊張感と迷いを鍛錬と経験則による瞬時の判断で拭ききって勝負に出るところに醍醐味がある。

したがって、特に「突き技」を禁止している中学生の試合では、三カ所を同時に防御するという「変形な構え」は、左手が定まらないという見苦しさだけでなく、心の面でも剣道の良さを否定することにつながるものである。更には、いたずらに試合時間を引き延ばす結果にもなっている。

以上の理由により（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部では「変形な構え」を指導・反則とした。

「6 上 段」について

- ・上段の構えはとらせない。隻腕についてはその都度協議する。

隻腕についての共通理解事項（平成23年度作成）

各都道府県で、隻腕の競技者が確認された際は、速やかに専門委員長がブロック長へ報告するとともに、「構えが公正を害する行為」とならないよう指導する。

○ 「構えが公正を害する行為」となるとは

片手上段で面を防御するとともに、竹刀の鰐元を所持して柄で小手を防御し、一方の腕（小手・袖等）で胴を防御するなど、三カ所を同時に防御することをいう。

○ 指導する理由

- ・ 中学生には「突き技」を禁止している。
- ・ 中段の構えにおいても「面」「小手」「胴」を同時に防御する「変形な構え」をとった場合は「指導」「反則」の対象となる。
- ・ 公平性、平等性等を考慮し、下記の指導をする。

○ 指導内容

- ・ 竹刀の柄頭を所持し構えるよう指導する。
- ・ 「鰐競り合い」及び「打つ直前」の鰐元所持は良い。

※ 上記の指導は、大会直前では競技者の身体的精神的負担が大きいため、極力早期に報告と指導を行い、監督や競技者が練習に生かせるよう配慮する。